



令和8年6月23日

関東運輸局

## **事業の停止命令を発出しました**

**～海上運送法第21条の5において準用する法第17条及び**

**法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づく行政処分～**

令和7年12月18日及び令和8年1月26日、下記の事業者に対し、関東運輸局が海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、使用船舶にかかる中間検査の未受検、特定教育訓練の未実施、旅客不定期航路事業の事業計画の変更認可を受けずに事業計画を変更していたこと等、海上運送法等関係法令違反を確認しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第21条の5において準用する法第17条及び法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、事業の停止命令を発出しましたので、お知らせ致します。

### **1. 発出年月日**

令和8年6月23日(火)

### **2. 対象事業者**

事業者の名称：保田 真二

本社の位置：山梨県富士吉田市新倉2774

### **3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況**

#### **(1) 命令の内容**

#### **【事業の停止命令】**

・停止する事業

旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業

・事業を停止する期間

令和8年6月23日から令和8年7月29日までの37日間

## 違反事実

| 違反内容 |                                                                                                               | 違反事項(事項該当条項)                                                                 | 違反点数 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1    | 旅客不定期航路事業の事業計画の変更認可を受けずに変更していた。                                                                               | 海上運送法<br>第 21 条第の 5 において準用する法第 11 条第 1 項                                     | 7 点  |
| 2    | 一般不定期航路事業の使用船舶を変更したときに、遅滞なく変更届出を行っていなかった。                                                                     | 海上運送法<br>第 22 条第 2 項において準用する法 19 条の 10 第 1 項                                 | 1 点  |
| 3    | 旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の運賃及び料金並びに運送約款を公示していなかった。                                                                 | 海上運送法<br>第 21 条の 5 において準用する法第 9 条、第 22 条第 3 項において準用する法第 19 条の 11             | 勧告   |
| 4    | 旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の運航実績報告書等の定期報告書を真実且つ正確に報告していなかった。                                                         | 海上運送法<br>第 24 条                                                              | 勧告   |
| 5    | <b>輸送の安全に関わる関係法令及び海上運送法第 21 条の 5 及び第 22 条第 2 項において準用する法第 10 条の 3 に基づく安全管理規程違反の内容</b>                          |                                                                              |      |
|      | 船舶所有者は、航行の用に供する船舶に対して、船舶安全法第 18 条第 1 項第 1 号に基づく船舶検査証書を備え付けておらず、かつ同項第 7 号に基づく中間検査を受けていない状態で航行していた。             | 船舶安全法第 18 条 (☆)                                                              | 10 点 |
|      | 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む乗組員について、船員法第 118 条の 5 第 1 項に基づく特定教育訓練を実施しなければならないところ、乗組員に対する当該教育訓練を終了していなかった。 | 船員法第 118 条の 5 第 1 項 (☆)                                                      |      |
|      | 安全統括管理者は、輸送の安全情報を公表していなかった。                                                                                   | 海上運送法第 19 条の 4、法第 21 条の 5、法第 22 条第 2 項及び法第 50 条第 6 号並びに安全管理規程第 55 条第 4 項 (☆) | 1 点  |
|      | 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、所轄の地方運輸局長に輸送の安全情報を報告してい                                                           | 海上運送法施行規則第 19 条の 2 の 2、第 22 条の 6 及び第 23 条の 6 (☆)                             | 1 点  |

|                                                                                                                                           |                                     |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------|
| なかった。                                                                                                                                     |                                     |      |
| 経営トップは、事業者全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すべきところ、船舶安全法や船員法をはじめとした関係法令の遵守、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について適切に関与できていなかった。                                      | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 4 条（☆）  | 1 点  |
| 経営トップは、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、内部へ周知していなかった。                                                                              | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 6 条（☆）  | 1 点  |
| 経営トップは、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施していなかった。                                                                                        | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 7 条（☆）  | 1 点  |
| 安全統括管理者は、船員法をはじめとした関係法令の遵守、安全最優先の原則を社内へ徹底することを確実にしていなかった。                                                                                 | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 17 条（☆） | 2 点  |
| 運航管理者は、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図るべきところ、船員法第 118 条の 5 第 1 項に基づく特定教育訓練が適切に実施されていない等、その職務及び権限を果たしていなかった。 | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 18 条（☆） | 2 点  |
| 安全統括管理者又は運航管理者は、使用船舶の変更、航路の新設等、変更が生じたときに、遅滞なく規程の変更を発議していなかった。                                                                             | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 20 条（☆） | 1 点  |
| 運航管理者は、配船計画を作成するときに、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証書を受有させた船舶を運航していなかった。                                                                             | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 21 条（☆） | 10 点 |
| 運航管理者は、配乗計画の作成又は改定について、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか                                                                                          | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 22 条（☆） | 10 点 |

|                                                                                                 |                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----|
| 等について、その安全性を検討していなかった。                                                                          |                                                   |     |
| 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録していなかった。                                      | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 28 条 (☆)              | 2 点 |
| 運航管理者は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成していなかった。                                                          | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 31 条<br>運航基準第 4 条 (☆) | 5 点 |
| 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検結果を記録していなかった。                                                       | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 40 条 (☆)              | 5 点 |
| 運航管理者は、運航管理補助者、乗組員等に対する安全教育実施後の教育概要を記録していなかった。                                                  | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 50 条、第 52 条 (☆)       | 2 点 |
| 運航管理者は、年 1 回以上、関係者とともに実施した事故処理に関する訓練の概要を記録していなかった。                                              | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 51 条、第 52 条 (☆)       | 2 点 |
| 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備え付けていなかった。 | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>安全管理規程第 54 条 (☆)              | 1 点 |
| 船長は、速力基準表を船舶に掲示していなかった。                                                                         | 海上運送法第 50 条第 6 号<br>運航基準第 6 条第 2 項 (☆)            | 1 点 |

輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記。

#### 【備考】

- ① 「違反点数」は、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国海安第 181 号、国海内第 240 号、国海外第 670 号 国土交通省海事局長通達）による。
- ② 特定小型船舶所有者とは、特定小型船舶（「総トン数五トン未満の船舶」又は「湖、川又は港のみを航行する船舶」）の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人）をいう。

#### (2) 当該事業者に対する違反点数付与状況

違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

| 事業種別等                       | 違反点数     | 累積点数     |
|-----------------------------|----------|----------|
| 違反点数の累計：旅客不定期航路事業（関東不 5003） | 6 5 点    | 6 5 点    |
| 違反点数の累計：一般不定期航路事業           | 5 9 点    | 5 9 点    |
| （うち輸送の安全に関する違反点数合計）         | （ 5 8 点） | （ 5 8 点） |

**【問い合わせ先】**

事業停止命令及び違反事実1～4について

関東運輸局海事振興部旅客課 秋田、猪八重

TEL:045-211-7214 FAX:045-201-8788

違反事実5について

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 中村、中鳶

TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

**【配布先】**

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、  
物流専門紙